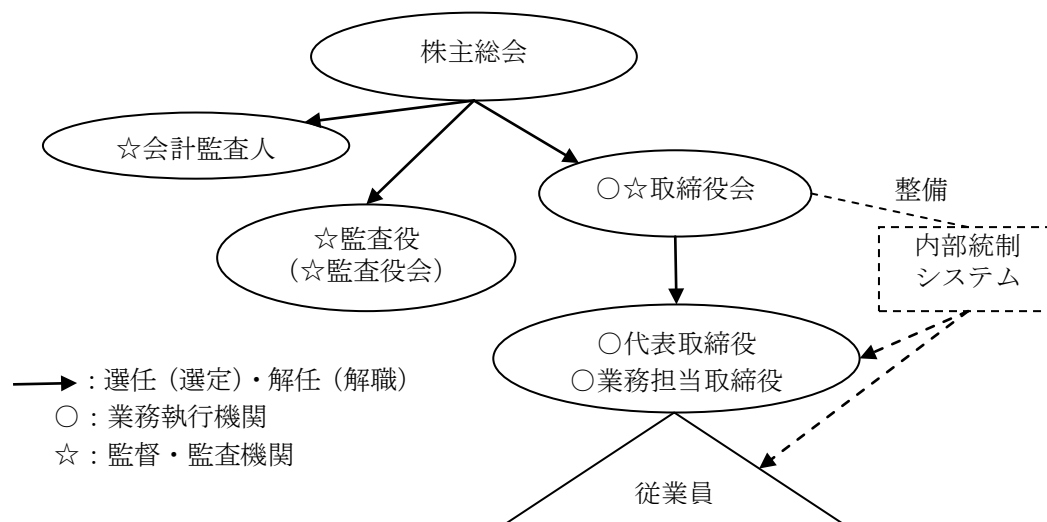


5. 取締役会設置会社の経営機構(3) 監督と監査

5-1. 業務執行の監督・監査、取締役会による監督

(1) 監督・監査体制



(2) 取締役会による監督

監督権限 (会社 362 II ②。363 II も参照)

監督権限の具体的な行使のあり方

通常の権限行使 → 究極的には (会社 362 II ③・363 I ②)

(3) 内部統制システム (会社 362IV⑥、会社則 100)

日常業務の大半は使用人 (従業員) に委任 (4-3-1(1)) → 内部統制システムの整備

具体的な内容：法令遵守体制・損失危険管理体制・財務報告内部統制 etc.

整備についてのルール（会社 362V）

(4)取締役会の招集と決議についてのルール

(a)招集（会社 366-368）[テキスト 4 章 3 節 **3**(2)(b)]

(b)決議（会社 369-373）

議決権

定足数・多数決要件の緩和・議決権代理行使

特別利害関係取締役（会社 369 II） ⇔ 株主総会（会社 831 I ③）

事例 5-a 特別利害関係取締役 [テキスト Case4-9(2)を一部変更]

A は X 株式会社の代表取締役であったが、取締役会において A を代表取締役から解職する議案が付議された。A は、取締役としてこの決議において議決権を行使できるか。

最判昭 44・3・28 民集 23-3-645

「代表取締役の解任に関する取締役会の決議については、当該代表取締役は、[会社 369 II] にいう特別の利害関係を有する者にあたると解すべきである。

けだし、代表取締役は、会社の業務を執行・主宰し、かつ会社を代表する権限を有するものであつて...、会社の経営、支配に大きな権限と影響力を有し、したがつて、本人の意志に反してこれを代表取締役の地位から排除することの当否が論ぜられる場合においては、当該代表取締役に対し、一切の私心を去つて、会社に対して負担する忠実義務...に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、かえつて、自己個人の利益を図つて行動することすらあり得るのである。それゆえ、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、個人として重大な利害関係を有する者として、当該取締役の議決権の行使を禁止するのが相当だからである。」

5-2. 監査役

5-2-1. 監査機関の必要性、監査役の権限と独立性

(1) 監査機関の必要性

監査機関（監査役・会計監査人）の必要性

設置についてのルール

① 監査役設置義務（会社 327 II）

② 会計監査人設置義務（会社 328）

復習：公開会社と大会社（1-3-1(4)・2-2(1)）

公開会社（会社 2⑤）＝株式の譲渡が自由にできる会社
⇔非公開会社（閉鎖会社）

大会社（会社 2⑥）＝資本金 \geq 5億円 or 負債総額 \geq 200億円＝規模が大きい会社

(2) 権限（会社 381 I 前）

会計監査＝計算書類等（会計についての書類。詳細は「企業組織法」）が適正なものか
業務監査——取締役会による監督（会社 362 II ②）との違い？

監査役の具体的な権限・義務 [テキスト 4 章 3 節 4 (4)(a)(b)]

業務・財産状況の調査権 (会社 381 II・IV)
 報告受領権 (会社 357・397)
 取締役会への報告義務 (会社 382)
 取締役会への出席義務等 (会社 383)
 株主総会に対する報告義務 (会社 384)
 取締役の行為の差止め (会社 385)
 各種の訴え提起権 (会社 828 II・831 etc.)

監査役の実際の活動

次の 3 つが中心

- ・ 取締役会 (会社 383)、監査役会 (5-2-2) に出席
- ・ 実際に会社の事業所等で調査 (視察、従業員との面談 etc.) = 会社 381 II・IV の権限
- ・ 監査報告作成

実際の監査役の活動の一例 (某社の常勤監査役、2007 年度)

- ・ 取締役会 (8 回)、監査役会 (9 回) にすべて出席、意見陳述等
- ・ 26 ヶ所事業所に出向いて調査、2 ヶ所で棚卸に立会い、5 ヶ所で会計監査人の実地調査に立会い
- ・ 会計監査人との定例会議 8 回
- ・ 監査報告作成

非公開会社の監査役 (会社 389)

定款で会計監査に権限を限定可 (業務監査コストが大きすぎる)

→ その場合株主に様々な権限

- 取締役の報告義務 (会社 2⑨・357)
- 違法行為差止め (会社 2⑨・360)
- 取締役会招集・出席・意見陳述権 (会社 2⑨・367)
- 取締役会議事録閲覧権 (会社 2⑨・371 II III)

(3)独立性 [テキスト 4 章 3 節 4(2)(3)(4)(c)(5)・5(1)]

(a)兼任禁止(会社 335 II)

(b)任期 (会社 336)

(c)選任等についての意見・理由陳述権 (会社 345 I・IV)

事例 5-b 監査役の独立性

A は X 会社の監査役であったが、4 年の任期のほぼ半ば（2 年）である平成 20 年 3 月 31 日付での辞任を申し出、X 会社に受理された。実は、この辞任は、日頃から代表取締役 B の意向に沿わない厳しい監査を行う A に対して、B や他の取締役が辞任するよう圧力をかけたことによるものである。X 会社の取締役会は、A に代わる監査役として、B の意向に忠実な C を選任する旨の監査役選任議案を平成 20 年 6 月の定時株主総会に提出しようとしている。なお、X 会社には、その他、D・E という監査役がいる。

(d)監査役選任への監査役・監査役会の関与等 (会社 343)

監査役の選任議案の決定権限 (会社 298 I、会社則 63⑦イ) → 会社 343 I

(e)報酬 (会社 387)・費用 (会社 388)

5-2-2. 監査役会

(1)設置

監査役会設置義務（会社 328 I）

会社 390 I 参照。また、決議方法等 [テキスト 4 章 3 節 5(2)]

監査役会が設置された場合の監査役（会社 335III・会社 390III）

社外監査役（会社 2⑩）

過去にその会社または子会社の取締役・会計参与・執行役・支配人その他の使用人にならなかった者

親会社・子会社（会社 2③④） [詳細は「企業組織法」]

親会社 \longrightarrow 子会社

- ・総株主の議決権の過半数を保有 or
- ・経営を支配

(2)制度の目的と役割

監査役会の具体的な権限 [テキスト 4 章 3 節 4(3)・5(1)・6(2)]

監査役・会計監査人の選任に関する同意等（会社 343・344）

監査報告の作成、常勤監査役の選定・解職、監査方針・調査方法等の決定（会社 390 II III）

報告受領権（会社 357・390IV・397）

5-3. 会計監査人

(1) 権限

会計監査（会社 396 I 前）

具体的な権限 [テキスト Column4-19・4章3節 6(3)]

(2) その他

会計監査人の専門性・独立性に関するルール [テキスト 4章3節 6(2)]

資格（会社 337 I）=専門性確保

欠格事由（会社 337 III、公認会計士 24 etc.）=独立性確保

任期（会社 338）

選任への監査役・会計監査人の関与（会社 344）=監査役と同様

選任等についての意見・理由陳述権（会社 345 I - III V）=監査役と同様

監査役会による解任（会社 340）

会計参与 [テキスト 4章3節 7]

取締役と共同して計算書類を作成する会社機関（会社 374 I）

→中小企業の会計の適正化を促進するための制度

原則として任意に設置（ただし会社 327 II）

資格：公認会計士または税理士

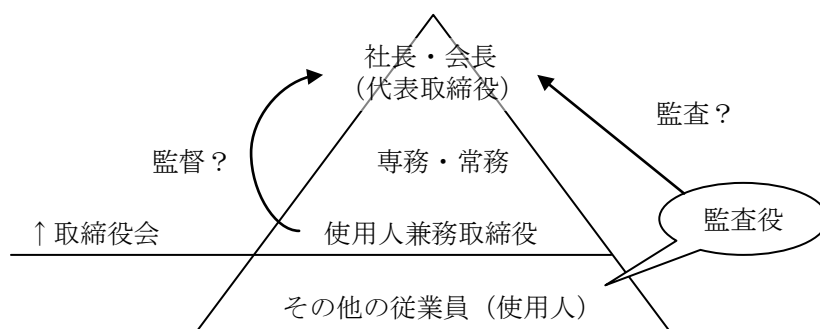
従来から中小企業の計算書類の作成には税理士が事実上関与することが多い

5-4. 監督・監査の実態

(1)かつての実態

事例 5-c 上場会社の取締役会

ケンイチ君は、今年の人事異動で、晴れて取締役にになった。新卒で会社に採用されてから早30年。同期で入社したY君が監査役にされてしまったのは気の毒だが、自分はこれからさらに頑張って、上を目指したいと思っている。今日は初めての取締役会。会議室の向こうの方には、M社長の顔も見える。M社長は、ケンイチ君の所属する部署の課長だった頃からケンイチ君のことを高く評価してくれており、今回も、一部の取締役たちの反対を押し切って、ケンイチ君の取締役就任を強く押し進めてくれた人だ。



使用人（従業員）が昇進して取締役に

監査役？

(2)変化の兆し

一部の上場会社は、自主的に、取締役会の監督機能を向上させる試み

監査役にも変化